

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2017年度
第12号

2018年1月22日
文責 馬場 隆

17確定交渉・退職手当交渉最終交渉 (1/19)

県教委 退職手当削減の年度内実施の方針を変えず 子ども看護休暇の中学生までへの拡大等 権利面は一定前進

高教組は、1月19日に、今年度の確定交渉と退職手当見直しにかかわる交渉の最終交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他6人が参加し、県教委は柴田教職員課長・鶴田人事管理監他6人が対応しました。

業務削減として研修の精選を回答 15年経過研までの研修日数を14～24日減

確定交渉では、県教委が「これまでの交渉をふまえて検討した結果」として、高教組の要求に応える形でいくつかの回答を行いました。まず、長時間労働是正のための業務削減については、「教職員研修について、研修の精選を図る」等の回答がありました。精選の内容については、初任研・若手研・10年経過研・15年経過研等の経年研修を見直し、合計の研修日数を14～24日減らすことなどが明らかにされています。特に大きいのは、現行では初任研と2年目・5年目・11年目に合計19日ある社会体験研修を、6日(3年目と11年目に各3日)に減らすことです(すでに研修をした人が重複して研修することにならないように経過措置が設けられます)。

臨時的任用職員の年休繰り越し 特支での任用期間の拡大も実現へ

業務削減と同様に重点要求として交渉していた臨時的任用職員(以下、臨任)の待遇改善については、高教組が求めている年休の繰り越し(前年度に引き続いて臨任で勤務する場合に、前年度に残った年休を次年度に繰り越すこと)を実質的に認める「追加付与」を実施することや、現在では年度末の終了式の日までとなっている特支の臨任の任用期間について、学校の実情に応じて終了式以降の校務事務整理日として必要な日

まで(県教委の想定では1～2日)延長できるようにすると回答しました。

また、子ども看護休暇の対象となる子を、現行の「中学校就学前」から「中学校卒業まで」に拡大すること、出産補助休暇を取得できる期間を「入院日から2週間以内」から「入院から3週間以内」に拡大するという回答も行いました。

現給保障打ち切りの回答は変わらず

上記の改善の回答は、それまでの交渉の中で、「できることは改善したい」という回答を具体的な形で示すことを繰り返し求めてきた高教組の交渉の結果です。しかし、同様に繰り返し要求してきた現給保障打ち切りの問題については、改善の回答はありませんでした。

退職金削減は定年退職者の削減を4分の3に圧縮するも年度内実施の方針を変えず

確定交渉に続けて行った退職手当見直しに関する交渉で、県教委は、退職手当の引き下げ率について、今年度の定年退職者については、引き下げ率を4分の3に圧縮するとしましたが、実施日については3月議会に上程する条例改正案の公布日とする方針を変えませんでした。高教組は、「退職間際になって退職金削減を決めるなど、退職者に対する慰労の気持ちが全く感じられない」「仕事に対する責任と退職金減額を天秤にかけて考えさせるような年度内実施は許せない」等、学校現場で管理職も含めて怒りの声があがっていることを指摘して、県教委のやり方を批判しました。これに対して県教委は、「腹立たしいというのは十分理解する」としながらも、退職金の削減を年度内に実施するという姿勢は崩しませんでした。